

# 令和2年度の国民健康保険税の税率などが変わりました

国民健康保険の被保険者（加入者）は、高齢化の進展などにより医療費も増加しています。

将来にわたり国民健康保険を健全に運営し、保険給付を適切に行うため、国民健康保険税の税率などを改正しました。

次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

## ■保険税率などの変更

区 分		改正前(平成31年度)	改正後(令和2年度)	差
医療保険分	所得割	5.85%	6.03%	0.18%
	均等割(人数)	25,500円	25,900円	400円
	平等割(世帯)	23,400円	22,500円	▲900円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.64%	1.79%	0.15%
	均等割(人数)	7,000円	7,500円	500円
	平等割(世帯)	6,600円	6,600円	変更なし
介護保険分	所得割	1.34%	1.50%	0.16%
	均等割(人数)	7,600円	8,200円	600円
	平等割(世帯)	4,700円	4,800円	100円

## ■所得が低い世帯への保険税軽減措置の拡充

前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて、7割・5割・2割軽減しています。このうち、5割・2割軽減の判定基準額を引き上げ、保険税の軽減される世帯を拡大しました。(手続きは必要ありません)

### ▼2割軽減

改正前(平成31年度)	基準額：33万円+51万円×被保険者数 以下
改正後(令和2年度)	基準額：33万円+52万円×被保険者数 以下

### ▼5割軽減

改正前(平成31年度)	基準額：33万円+28万円×被保険者数 以下
改正後(令和2年度)	基準額：33万円+28.5万円×被保険者数 以下

※7割軽減の基準額(33万円以下)に変更はありません。



## ■保険税の賦課限度額の引き上げ

所得に応じた保険税となるよう賦課限度額を年間96万円から99万円に引き上げました。

区 分	改正前(平成31年度)	改正後(令和2年度)
医療保険分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	変更なし
介護保険分	16万円	17万円
合 計	96万円	99万円



### ●詳しくは、町ホームページ

「ホーム>くらし・防災>保険・年金>国民健康保険>国民健康保険税について>令和2年度国民健康保険税について」をご覧ください。



◎問い合わせ 保険医療課 国保年金係 ☎0561・56・0738